

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
 - 土壌汚染対策法により形質変更時要届出区域の指定を解除する件 四三六
 - 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 四三六
 - 地籍調査の成果について認証した件三件 四三六
 - 土地改良区の定款の変更を認可した件 四三七
 - 道路の区域を変更する件三件 四三七
 - 道路の供用を開始する件 四三六
- 公告
 - 一般競争入札を行う件 四三六
 - 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件二件 四三六
 - 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 四三六
- 福島県選挙管理委員会
 - 不在者投票のできる施設の所在地を変更した旨届出があった件 四三六

告 示

福島県告示第五百五十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定を次のとおり解除する。

平成二十六年九月十九日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 指定を解除する区域
 - 田村郡三春町大字熊耳字南原一番、七九番一、七九番二、九五番及び九六番の各一部
- 二 指定を解除する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施

行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壌含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していなかった特定有害物質（土壌汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類

- 1 土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物又はふっ素及びその化合物
- 2 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
なし

三 講じられた汚染の除去等の措置
土壌溶出量基準に適合しない特定有害物質に汚染された土壌の掘削除去
(水・大気環境課)

福島県告示第五百六十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年九月十九日から同年十月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年九月十九日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ヨークタウン上荒川 福島県いわき市平上荒川字安草四十番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
 - 1 廃棄物に係る事項
廃棄物については、減量化及びリサイクルに努めるなど、適切に処理を進めると。
 - 2 その他
建築工事期間中又は営業開始後、周辺住民等から苦情が申し立てられた場合は、申立人及び関係機関の指導等に誠意を持って対処し、迅速な解決に努めること。
(商業まちづくり課)

福島県告示第五百六十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、会津美里町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十六年九月十九日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 調査を行った者の名称
会津美里町
- 二 成果の名称

会津美里町和田目の一部に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第五百六十二号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、北塩原村の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十六年九月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

一 調査を行った者の名称

北塩原村

二 成果の名称

北塩原村大字大塩の一部に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第五百六十三号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、いわき市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十六年九月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

一 調査を行った者の名称

いわき市

二 成果の名称

いわき市三和町上永井の一部に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第五百六十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、須賀川市土地改良区から平成二十六年八月二十七日付けで申請のあった定款の変更について、同年九月十一日認可した。

平成二十六年九月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

福島県告示第五百六十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に於いて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成二十六年九月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前の別	変更後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
一般国道 四五九号	二本松市岳温泉四丁目 七三番地先から 同 市岳温泉四丁目 九八番四地先まで	変更前	変更後	一一・〇〇 四四・〇〇	三〇〇・〇〇
				一四・〇〇 四五・〇〇	三〇〇・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第五百六十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に於いて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成二十六年九月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前の別	変更後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
一般国道 四五九号	二本松市大関四八六番 地先から 同 市岳温泉四丁目 七三番地先まで	変更前	変更後	八・〇〇 一六・〇〇	八三・〇〇
				一一・四〇 二一・〇〇	八三・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第五百六十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道に於いて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所平成二十六年九月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十九日

公 告

(道路計画課)

路 線 名	県道三穂田須賀川線
供 用 開 始 の 区 間	須賀川市仁井田字西原六六五番地 先から 同 市仁井田字板屋三〇〇番地 先まで
供 用 開 始 の 期 日	平成二六年九月一九日

福島県知事 佐藤雄平

福島県告示第五百六十八号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所まで平成二六年九月十九日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二六年九月十九日

(道路計画課)

路 線 名	県道三穂田須賀川線
区 間	須賀川市仁井田字西原六六五番地先から 同 市仁井田字板屋三〇〇番地先まで
変 更 前 の 変 更 後	変 更 前 A 四・六〇 B 一八・八〇
敷 地 の 幅 員 (メートル)	変 更 後 A 四・六〇 B 一四・八〇
延 長 (メートル)	変 更 前 一、三八八・六〇 一、二四九・七〇
変 更 後	変 更 後 A 四・六〇 B 一四・八〇
敷 地 の 幅 員 (メートル)	変 更 後 A 四・六〇 B 一四・八〇
延 長 (メートル)	変 更 後 一、三八八・六〇 一、二四九・七〇

福島県知事 佐藤雄平

公告第265号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県税務システム改修設計(社会保障・税番号制度対応)業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成26年9月19日

福島県知事 佐藤雄平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県税務システム改修設計(社会保障・税番号制度対応)業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成27年3月16日まで
- (4) 納入場所 福島県総務部税務システム課(福島県福島市杉妻町2番16号)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者においては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障が無いと認められる者であること。
- (4) 3に規定する資格の確認の申請の日から起算して過去5年以内に都道府県におい

て税の賦課徴収に関するシステム構築又は詳細設計をした実績を有する者であること。

- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度におけるISMS（JIS Q 27001（ISO/IEC 27001））認証を取得している者又は同一般財団法人のプライバシーマークの付与を受けている者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

この入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成26年10月10日（金）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日午後5時15分までに必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県総務部財務総室税務システム課

電話024-521-7731

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、平成26年9月19日（金）から同年10月6日（月）まで（土曜日、日曜日及び同年9月23日（火）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成26年10月6日（月）午後5時15分までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成26年10月30日（木）午前9時
(2) 場所 福島県庁西庁舎3階301会議室（福島県福島市杉妻町2番16号）
(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成26年10月29日（水）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
(4) 契約書作成の要否 要
(5) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Design of Revision of

Taxation System for Fukushima Prefectural Government 1set

- (2) Time-limit of tender(by hand) : 9:00 a.m., 30 October 2014
 (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:15 p.m., 29 October 2014
 (4) Contact point for the notice : Taxation System Division, Finance Office,
 General Administration Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16
 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7731
 (税 務 シ ス テ ム 課)

公告第二百六十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年九月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月二日

二 名称

特定非営利活動法人キセキ福祉会

三 代表者の氏名

本間 し の ぶ

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市東浜町四番十五号

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して、自立支援に関する事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百六十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年九月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月一日

二 名称

特定非営利活動法人ひめさゆりくらぶ

三 代表者の氏名

沢井 安昭

四 主たる事務所の所在地

福島県喜多方市熱塩加納町相田字大森五千番地

五 定款に記載された目的

この法人は、喜多方市民に対して、スポーツやレクリエーション及び文化活動の振興を図り、心身の健康の維持・増進をはじめとした、豊かで明るい健全なる地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
平成二十六年九月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称
小川町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 草野 弘嗣

同 根本 藏

同 平塚 宏

同 長谷川 章

同 草野 宗弘

同 草野 貞幸

同 戸田 美廣

同 會川 和美

同 木田 正弘

同 柳内 和麿

住所

いわき市小川町高萩字家ノ前一八番地

市小川町下桶売字敷ノ上二九番地

市小川町塩田字南一〇三番地

市小川町柴原字永久保八八番地

市小川町下小川字寺内一番地の一

市小川町上小川字表一五番地

市平赤井字窪田一四番地

市平赤井字日渡三三番地

市平赤井字窪田六六番地

市小川町上小川字川原四五番地

市小川町高萩字家ノ前一八番地

市小川町下桶売字敷ノ上二九番地

市小川町塩田字南一〇三番地

市小川町柴原字永久保八八番地

市小川町下小川字寺内一番地の一

市小川町上小川字表一五番地

市平赤井字日渡三三番地

市平赤井字大門六二番地

市小川町上小川字川原四五番地

市平赤井字窪田六番地の七

（農村計画課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第四十九号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八條第四項（第八八条、第九九条第一項、第一百十條第一項、第一百十一條第一項又は第一百十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の所在地を変更した旨の届出があった。

平成二十六年九月十九日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

変更前	医療法人伸裕会渡辺病院 南相馬市原町区西町一丁目五〇	変更後	医療法人伸裕会渡辺病院 相馬郡新地町駒ヶ嶺字原九二	変更年月日	平成二十六年三月一日
-----	-------------------------------	-----	------------------------------	-------	------------